

大分県報

令和七年
第五九一号
三月十四日

（金曜日）

目次

告示

生活保護法等による指定医療機関の廃止	一
土地改良法による換地処分	一
指定予定保安林	一
道路占用の制限	二
教育委員会告示	三
県指定有形文化財の指定	三
県指定無形民俗文化財の指定	三
県指定天然記念物の指定	三
人事委員会告示	三
不服申立て事案の却下決定に係る公示送付	三

○告示

大分県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和七年三月十四日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

廃止年月日

児玉内科医院

医療法人児玉内科医院

別府市北浜三丁目三番一二号

令六・一一・三〇

令和七年三月十四日

大分県報（告示）

一

大分県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業賀来中尾地区の換地処分をした。

令和七年三月十四日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

大分県告示第百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和七年三月十四日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字山部字古ヨコイ一七三番（次の図に示す部分に限る。）、字ウマコロビ一七四番、一八二番（次の図に示す部分に限る。）、字スケノ木一七八番から一八〇番まで、一七六番・一七七番・一八一番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、字カバノ塔一八七番、一八八番、字松ヶ平一九四番一、一九四番二

二 指定の目的

水源の涵養	
三 指定施業要件	
(一) 立木の伐採の方法	
1 主伐に係る伐採種は、定めない。	
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	
次のとおりとする。	
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)	
~~~~~	
大分県告示第百十四号	
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。	
その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。	
令和七年三月十四日	
一 占用を制限する区域	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
道路の種類及び路線名	区域
豊後高田市小田原字芝打四一八番一から	
豊後高田市小田原字芝打四一四番まで	
豊後高田市田染横嶺字日ノ出四〇番一から	
豊後高田市田染横嶺字日ノ出一〇三番一まで	
豊後高田市田染上野字一ノ坪四九三番一から	
豊後高田市田染上野字一ノ坪五四八番二まで	
豊後高田市一畑字上前田七二三番三から	
豊後高田市一畑字上前田六九八番四まで	
臼杵市大字臼杵字浜七〇二番一九から	
臼杵市大字臼杵字浜七〇二番八七まで	
臼杵市大字板知屋字大寺浦一番三九から	

県道色宮港木立線	臼杵市大字板知屋字水ヶ浦一一五番一〇まで
佐伯市大字木立字大野四八五八番一地先から	
佐伯市大字木立字新銅五九二三番一九まで	
竹田市久住町大字久住字仁田ノ原四〇五〇番一五から	
竹田市久住町大字久住字鶴ヶ笠四〇四八番三八まで	
竹田市久住町大字久住字鶴ヶ笠四〇四八番三五から	
竹田市久住町大字久住字鶴ヶ笠四〇四八番二まで	
日田市中津江村栃野字ウソノ谷二六一九番四から	
日田市中津江村栃野字ウソノ谷二六一九番二まで	
日田市中津江村栃野字泉水田二五九九番四地内	
日田市中津江村合瀬字広打二三三八番一七地内	
竹田市直入町大字下田北字小津留一一五〇番二から	
竹田市直入町大字下田北字浦山三〇四四番一〇まで	
玖珠郡九重町大字菅原字川底一四五〇番四から	
玖珠郡九重町大字菅原字川底一四五一番四まで	
日田市上津江町川原字戸ノ下三八一二番六から	
日田市上津江町川原字ハンタ八一八番四まで	
日田市大山町西大山字下ノ釣三八六番四地内	
日田市大山町西大山字岩ノ下四二三〇番一から	
日田市大山町西大山字岩ノ下四二三二番八まで	
日田市大山町西大山字下釣六五七〇番五から	
日田市大山町西大山字下釣六五七九番三まで	
日田市大山町東大山字江良釣二六七番一地内	
中津市三光田口字西荒田七三二番二から	
中津市本耶馬溪跡田字口ノ坪二五〇番まで	
日田市中津江村栃野字下モウケ五六一三番六地内	

二 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更
----------------	-----------------------------------------

新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限を開始する期日

令和七年四月一日

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第一号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定有形文化財に指定する。

令和七年三月十四日

大分県教育委員会

種別

名称

員数

時代

所在の場所

所有者

建造物

長幸無縫塔

二基

天正三年  
天正六年

津久見市大字津久見  
字長幸四七三九番一

中鶴豊治

大分県教育委員会告示第二号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定無形民俗文化財に指定する。

令和七年三月十四日

大分県教育委員会

名称

所在地

実施者

実施の場所及び期日

重岡岩戸神楽

佐伯市宇目大字千束

重岡岩戸神  
楽保存会

佐伯市宇目大字千束 鷗野尾神社  
ほか  
毎年七月～五月

大分県教育委員会告示第三号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十五条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定天然記念物に指定する。

令和七年三月十四日

大分県教育委員会

区分

名称

特記事項

所在地

所有者

天然記念物

武速神社イロハモ  
ミジ

武速神社のある基盤  
ヶ岳南側中腹に位置  
する後背尾根筋の急  
斜面にあるイロハモ  
ミジの巨木

津久見市大字八戸字大村  
二ノ二〇三三番

武速神社

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第一号

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成二十年大分県人事委員会規則第十五号。以下「規則」という。）第十二条第二項の規定による審査請求の却下決定書について、次に掲げる者に送付することができないので、規則第六十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和七年三月十四日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

一 審査請求人の氏名

赤嶺 智美子、秋月 記江、秋月 三千男、秋本 キヨコ、秋山 伸子、麻生 章史、  
麻生 泰之助、足立 信義、足立 英生、阿南 良夫、安陪 惠美子、安部 高明、  
安部 寶、阿部 比呂生、安部 福代、安部 玲子、有田 芳幸、有松 克忠、  
栗生 照夫、安藤 英次、安東 修、安藤 壽美子、井形 道子、池邊 章一、  
石倉 俊夫、石光 順照、一法師 武夫、伊東 榮、伊東 澄子、伊藤 辰作、  
伊藤 富美子、伊藤 二三枝、井上 哲生、猪股 哲夫、井原 博司、今村 伊佐子、  
岩尾 秀樹、岩田 知一、植木 康江、右藤 典哉、梅井 時雄、漆間 大治、  
江藤 コトヨ、大江 洋、大澤 稔、太田 義弘、大塚 昭憲、大塚 十三子、  
大柳 シズ、緒方 俊明、岡本 房芳、小城 敏也、小野 アイ子、小野 一之、  
小野 恵子、小野 一、小野 善則、貝野 勝俊、角 安彦、笠木 寛十郎、

令和七年三月十四日

大分県報（告示・教育委告示・人事委告示）

令和七年三月十四日

大分県報（人事委告示）

四

令和七年二月二十六日付け却下決定書の正本

（送付する文書は、省略し、大分県人事委員会において保管する。）

三 規則第六十一条第三項の規定により、送付があったものとみなされる日

令和七年三月二十九日

四 公示の理由等

1 一の審査請求人（以下「請求人」という。）に係る審査請求について、当委員会では請求人の死亡を確認したところ、請求人の相続人等から当委員会に対し、請求人の死亡の日の翌日から起算して一年以内に規則第八条第一項の規定による審査請求手続承継の申立てがなされなかった。

2 よって、規則第十二条第一項第三号の規定により、令和七年二月二十六日付けで審査を打ち切り、審査請求を却下することを決定した。

3 1に掲げる事情により、当該却下決定書については、請求人に送付することができないので、公示の方法による送付をするものである。

4 なお、当該却下決定書は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付することができる。

鹿島 美恵子、片野 吉明、金崎 章二、狩生 裕、川崎 文夫、河野 昭彦、  
河野 圭一、河野 照和、河野 博匡、川端 基茂、河村 大雄、木崎 英子、  
岐津 愛子、木村 元、木村 方昭、釘宮 迢雅、工藤 貞義、工藤 眞一、  
工藤 久、窪田 雄一郎、隈井 一成、河野 俊章、廣連 廣治、小枝 英子、  
児玉 トミエ、児玉 博和、後藤 博之、後藤 萬、小場 典子、古屋 虔郎、  
坂本 喜久雄、坂本 光兒、坂本 義人、作吉 三十三、櫻井 アサ子、  
佐々木 サチコ、佐々木 元一、佐竹 輝信、佐藤 一紀、佐藤 ステ子、  
佐藤 隆良、佐藤 武範、佐藤 傳次、佐藤 博、佐藤 房子、佐藤 文雄、  
佐藤 文代、佐藤 正信、佐藤 基士、佐藤 行生、佐藤 吉彦、佐藤 令子、  
三宮 孝之、三宮 八郎、三宮 博文、重石 忠信、師子鹿 義浩、芝崎 好治、  
柴田 良平、清水 尚、清水 正松、首藤 和則、首藤 恭見、正 隆憲、  
生野 サエ子、城内 博、末光 大助、末宗 久治、杉崎 英一郎、助安 法雄、  
園田 俊一、園田 英人、園部 秀靖、多賀 吉子、高尾 尚一、高尾 ハツ子、  
高木 邦彦、高倉 新一、高田 信一、高橋 淑子、高畠 信彦、高濱 祐司、  
瀧本 文子、武本 邦彦、田崎 國男、立川 純一、田吹 貞子、辻 貞文、  
津嶋 榮、津田 喜美代、筒井 三四士、堤 安子、津野 義和、鶴岡 陽一、  
得丸 敬介、徳丸 トミ子、徳丸 美代子、利光 敏郎、十時 恵美子、冨未 澄人、  
冨來 則夫、友永 三男、鳥越 富子、内藤 弘子、中尾 芳子、仲築間 英人、  
名和田 洋子、西 昇、野坂 紀代子、野田 秋生、野田 哲郎、橋本 奈美子、  
羽田野 鈴恵、羽田野 秀之、羽田野 美津代、原田 マサ子、原田 保徳、  
原田 芳穂、姫野 キヨ子、姫野 健二、姫野 治子、姫野 浩、姫野 文雄、  
姫野 嘉明、平岡 環、平林 嘉代子、平山 英司、廣崎 弘一、廣瀬 和夫、  
藤井 敬久、藤内 豪太郎、藤澤 弘明、藤澤 睦代、藤澤 洋三、藤田 正明、  
測野 泰弘、古庄 敏子、古田 康夫、降旗 久仁彦、戸次 博、堀 弘、  
髮岩 秀勝、本田 左代、牧 啓造、町田 瑞生、松尾 清、松尾 光瑞、松田 宏、  
松田 利津子、三浦 進一、三浦 俊宏、三浦 真澄、三重野 辰男、溝口 禎子、  
溝口 純行、三原 絢子、三原 キヨ、宮迫 昌洋、宮本 博之、森 繁子、  
森 敏雄、森崎 隆光、森田 達雄、森永 秀子、八坂 泰富、矢野 孝子、  
矢野 那智子、山岡 立人、山田 治雄、山本 春子、幸 スギエ、幸 紀人、  
若林 佐郎、若林 達也、脇田 恭光、渡邊 到、渡邊 久子、渡邊 勝、  
渡邊 道子、渡部 ミエコ

二 送付する文書